

一般社団法人国際集学的治療学会・会員細則 令和3年8月1日改訂

1. 会員細則

(総 則)

第1条 この細則は、定款第2条に定めた当法人の目的を実現するために、この目的に賛同し一定の手続きのもと当法人の事業に参加する会員について定め、その細部を規定するものとする。細則の変更・改定は理事会が承認決定する。

(会員資格)

第2条 本会の目的及び事業に賛同される医師のみが入会の資格を有する。

(会員ができる行為)

第3条 会員は、以下のことができる。

- (1) 集学的治療研究に関する、情報共有やセミナーへの参加。
- (2) 集学的治療研究に関する、人材の育成・支援活動への参加。
- (3) 集学的治療研究に関する、国際協力活動への参加。
- (4) 集学的治療研究に関する、普及、啓発活動への参加。
- (5) 関連学会、大学、医療機関、企業との連携事業への参加。
- (6) その他前各号に付帯活動への参加。

(入 会)

第4条

会員になろうとする者は、会費を添えて理事長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

2 入会日は、入会に関する手続きがすべて完了した日とする。

(会 費)

第5条 会費年額は、10,000円とする。

(異動の届出)

第6条 会員は、本細則第4条第1項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて理事長に届け出なければならない。

(休 会)

第7条 会員は、次の場合には休会することができる。

- (1) 留学または休職の場合
- (2) その他止むを得ない理由により理事長が認めた場合
- 2 休会の期間は、会員からの届け出日より始まり、復会の届け出日に終了する。
- 3 休会の期間が 2 年をこえる場合には、その時点において延長の届け出をするものとする。
この場合において延長は 1 年毎に行うものとする。
- 4 前 2 項の届け出は、書面によるものとする。
- 5 休会者については、会費の納入を免除し、会員資格を停止する。
- 6 休会の届け出をした場合において届け出た期間が終了して 1 年経過したときは、その日をもって退会の届け出があったものとみなす。

(退会の届出)

第 8 条 退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出する。

- 2 退会日は、退会届を提出した日とする。
- 3 退会者については、会員資格を停止する。

(会費の納入)

第 9 条 会費は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年会費を、前年の 12 月末日までに一括納入するものとする。

- 2 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 3 会員が復会した場合は、復会時に当該年の会費を納入しなければならない。
- 4 既納の会費は、年の途中で休会した場合または会員でなくなった場合であっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員たる資格の喪失に関する事項については、理事会において決定する。

(除名処分)

第 11 条 会員が本会に損害を与え、または本会の名誉を著しく傷つけた場合、理事会の発議により、総会において、除名することができる。